

「ソビエト社会主義刑法」とは何だったか — 刑法学教科書の目次構成の透視とともに (予備的作業) —

上野 達彦¹⁾

What was Soviet Socialist Criminal Law?

Tatsuhiko UENO

1. はじめに

世界史において、1917年にロシアで勃発した労働者・農民たちによる体制転換は、いわゆる「ロシア革命」と命名され、労働者や農民に希望を与えた。しかし、それから70年が過ぎた1991年12月、この体制は簡単に自壊し、ソビエト政権は解体された。かつてソビエト政権は、史的唯物論の立場から高度な社会建設へと向かい、その結果として、国家と法の死滅を説く一方で、犯罪の実質的定義を主張し、法の階級性を力強く述べてきた。また過渡期の社会主義法としてのソビエト法は、ブルジョア法に対する対抗軸としてその存在意義をわれわれに強く意識させてきた。ソ連邦の自壊は、こうした法的思想をも崩すことになった。

わたしたち(上田・上野)は、近年、『未完の刑法』(2007年、成文堂)と『白夜の刑法』(2017年、成文堂)を上梓し、前述した問題意識から「歴史的な事実としてのソビエト刑法の全体像を明らかにするとともに」「その今日的な意義を再検討することにある。」

それは、マルクス主義刑法思想と帝政ロシアの刑法学の双方向から明らかにした上で、1917年の革命以後「特殊にロシア的な展開を見せていった過程」のなかに見られている。またそれは、「今日の刑法全体の課題を歴史の視点から逆照射する」(『未完の刑法』はしがき)という試みである。

私(上野)は、長年の畏友・上田寛教授とともに、『未完の刑法』について、それぞれの角度からの検証と論点整理を始めた。その際、私は、帝政ロシア末期に活躍したタガンツェフの業績の一端を取り上げた(1)。しかし、彼の刑法業績は、膨大であり、硬い巨大な岩盤を手掘りするかのごとく、なかなかその全貌にまで達せずにいる。本稿は、タガンツェフ・ロシア刑法学からの研究を継続するための準備でもある。

まず、本稿では、1920年代の若きクリミナリスト、A.A.ピオントコフスキー著『ソビエト刑法総論』(1928年第3版)とA.H.トライニン著『刑法総論』(1929年)の全体の目次を利用して外観する。この時期、ソビエト政権は個人名を付した刑法教科書『ソビエト刑法総論』を廃し、共同のあるいは責任主体の執筆者からなる、司法人民委員部編刑法教科書『ソビエト刑法総論』として出版され、ピオントコフスキーとトライニンも共同執筆者に名を連ねた。しかし、この刑法教科書は、例えば初版と第2版の発行年差がわずか1年(1938年と39年)の異なりであり、刑法教科書をめぐっての法と政治のあり様、民主主義の実質化さらに刑法の階級性などが検討すべき課題である(2)。

- (1) タガンツェフについては、拙稿「刑法学と人間—ロシアの刑法学者・タガンツェフの生涯」(三重大学社会科学学会『法経論叢』第14巻第1号1996、7、15巻1号1997.1、15巻2号1998.2参照。「帝政期ロシア時代の刑法学者・タガンツェフについて」およびその続編、「帝政ロシア刑法からポスト・ソビエト刑法の理論に向けて」(拙稿『放送大学研究年報』第33、34、35号)など、参照。
- (2) その国の犯罪の状況を手早く知るうえで便利な方法は、犯罪統計である。この国では、犯罪統計は長い間未公表であった。しかし、ソビエト政権の自壊以降、1991年から部分的に公表されてきた。このように犯罪データの公表によって、犯罪学研究が飛躍的に進むことが期待される。一例として近年の犯罪認知件数および犯罪者数のデータについてその状況を見てみる。『犯罪と法違反』いわゆる『犯罪白書』(2001-2005年)によると、犯罪認知件数および犯罪者数は上昇を続け、21世紀に入り、多少のアップダウンを重ねながら、2001年には2,968,255件および犯罪者数は164,242人、

¹⁾ 放送大学三重学習センター元所長

2005年には3,554,738件および犯罪者数は1,297,123人と治安が悪化している。もっとも、統計数字を読むにあたっては、ソビエト政権の縛りがなくなったことや連邦の枠組みが変わったことなどが件数に影響していることも考慮しなければならない。またソビエト連邦時代とロシア連邦時代とは、連邦の枠組みが異なり、一概に比較はできない、と思われる。

2. 二人の刑法学者—A.A.ピオントコフスキー (A.A. Пионтковский (1898-1973)) とA.H. トライニン (A.H. Трайнин 1883-1957)

周知のように、ピオントコフスキーとトライニンは、ともにソ連邦刑事法分野の草創期を代表する刑法学者である。その二人が競い合っ、今までにない独自の社会主義社会の下での『刑法総論』の体系を構築することに力を注いだ。こうしてピオントコフスキーは初版を1924年に、次いで1927年に2版、さらに1929年に第3版を刊行した。この時期、ピオントコフスキーの年齢は、20代半ばであった。

上記の二人に共通していることは、ブルジョア刑法、特にドイツ刑法との対抗軸としてのソビエト刑法を完成することを目指したことにある。そのためにも、当時のドイツ刑法学の有力な刑法思想であった、古典学派と社会学派を超越することが必要であった。ソビエト刑法学を展望する学派として、その批判目標を古典学派とその基礎的なドイツ哲学（ヘーゲル、カント、フイヒテなど）が批判の対象とされ、先述したように、ピオントコフスキーとトライニンはそれぞれ、革命政権を強く意識し、まず刑法学の古典学派はいわゆるブルジョアの方向性をもっている学派としてこれを排除した。もう一方、ロシア帝政時代の刑法学者、タガンツェフの膨大な成果があった。ピオントコフスキーたちは、刑法学のもう一つの学派、近代学派に接近したが、この学派とも完全に同化せず、あくまでも一定の距離感を保ってきたと思われる。例えば、ピオントコフスキーは、1929年に『ソビエト刑法総論』を出版している。またその前の1927年には、ピオントコフスキーは『マルクス主義と刑法』（中山・上田訳、成文堂、1979年、第一版）を出版している。わたしがモスクワ留学中（1985.5-1986.3）によく利用した図書館はレーニン図書館（現国立図書館）であった。場所は、クレムリン宮殿や赤の広場にほど近く便利ではあるが、薄暗い読書室の長時間の読書には限度があることを感じた。しかし時として静寂さの中で借り出した書籍を読みふけっている、若き日のピオントコフスキーやトライニンらに出会うかのような錯覚を覚えることもしばしばであった。

ソビエト刑法が社会主義法の一つとしてその枠内にとどまるためのキーは、前記した刑法死滅論をめぐる政治闘争であり、理論闘争であった。この闘争は、ソビエト法建設にいちじるしい混乱と動揺をまねがれな

かった。しかしその本筋は、『法の一般理論とマルクス主義』を著したパシュカーニスや「各別なき刑法草案」を提起したクルイレンコ対スターリンの庇護下であり、検事総長などを歴任したヴィシンスキーとの権力闘争であった。その結果、ヴィシンスキーらの規範主義者が勝り、パシュカーニスやクルイレンコらは1938年に粛清された。

事実はこのようであるが、当時ピオントコフスキーやトライニンはじめ刑法学者の心境いかにであろうか。再び彼らの名前が登場する時期は、ピオントコフスキーが1960年のロシア共和国刑法典の解説記事やブルジョア刑法学についての批判解説、トライニンは犯罪構成要件論と共犯論などについての著書や論文を数多く発表した。それは、いわゆるブルジョア刑法学とは異なった研究の方法と対象を含む、将来への展望がどのようなものであるか。目指すべきは、社会主義体制のもとでのブルジョア近代刑法学批判にとどまることなく、完結したソビエト刑法学（名称は仮称）を視野に入れた社会科学としての刑法学を樹立することではない。

下記に、ピオントコフスキーとトライニンの刑法教科書（単著）の目次構成を掲げる。

資料①A.A.ピオントコフスキーの初期の刑法教科書である『ソビエト刑法総論』（第3版1928年）(A.A. Пионтковский, Советское уголовное право. 1928.)の目次である。

ピオントコフスキーは、本書の意義を当時、初版へのはしがきで、次のように述べていた。「刑法学を構築するなかで解決しなければならない課題は多い。それらを解決しなければならないために、これらの課題にマルクス主義的な照射を行い、ブルジョア理論から学びの形式や要素を取り出さなければならない」、と。さらに「共産主義社会と犯罪。社会主義社会の生産力が前進的に発展するにあたり、犯罪が消滅する段階は、共産主義社会の高い段階によって完成する。われわれは、犯罪が消滅する段階が完成したことについて述べるべきである。……刑法は、最終的にその役割、〈夜警〉の手助けを終えることになる」（102頁）。ピオントコフスキーのこのような記述には、穏健な体制転換の立場が見られる。しかし、革命のエネルギーは、このような立場を許容されないほど緊迫したものであった。

序論

- 1) 刑法理論の概念と内容。総論体系
- 2) 10月革命までのロシア刑事立法
- 3) ソビエト刑法の発展の基本的段階との現況
- 4) ブルジョア刑事立法の現況

第1章 社会学的犯罪論

1 犯罪の概念

- 1) ブルジョア国家の犯罪の概念

- 2) プロレタリア国家の犯罪の概念
- 2 犯罪の原因
- 1) 資本主義社会の犯罪
- 2) プロレタリア独裁期の犯罪
- 3) 共産主義社会と犯罪
- 第2章 犯罪との闘争処分
- 1 社会防衛
- 1) ブルジョア社会の社会防衛
- 2) プロレタリア独裁期の社会防衛
- 2 刑法的防衛の実施と目的
- 1) ブルジョア国家の刑法的防衛の実施と目的
- 2) プロレタリア独裁期の刑法的防衛の実施と目的
- 3 刑法的防衛の形態
- 1) ブルジョア国家の刑法形態：刑罰と社会防衛処分
- 2) ソビエト刑事立法の社会防衛処分
- 4 司法矯正的な性格を持った社会防衛処分
- 1) 勤労者の敵の告知
- 2) 自由剥奪
- 3) 拘留なしの矯正労働
- 4) 権利の剥奪
- 5) ソ連邦からの追放
- 6) ロシア共和国または独立した地方自治体に追放
- 7) 懲戒解雇
- 8) 何らかの活動または自家営業に就くことの禁止
- 9) 社会的非難
- 10) 財産の没収
- 11) 罰金
- 12) 警告
- 13) 損害をつぐなう義務の賦課
- 14) 最高の社会防衛処分（銃殺）
- 5 治療的性格をもつた社会防衛処分
- 1) 強制治療
- 2) 隔離された治療施設に収容すること
- 6 医療的性格をもつた社会防衛処分
- 1) 未成年者の法
- 2) 違反者との処分の一般的性格
- 3) 未成年者を保護すること
- 4) 未成年者を特別の治療施設に収容すること
- 5) 未成年者の案件に関する委員会に適用される社会防衛処分
- 第3章 法律的犯罪論
- 第1部 一般的犯罪構成要件
- 1) 犯罪の主体と客体
1. 犯罪の主体
2. 犯罪の客体
- 2) 犯罪構成要件の主観的側面
1. 故意と過失
2. 犯罪構成要件の主観的側面についての錯誤の影響
- 3) 犯罪構成要件の客観的側面
1. 人間の行動としての犯罪
2. 行為の社会的危険性と違法性
3. 行為の社会的危険性を阻却する事情：法律の執行、権利の実現、強制ある命令の執行、職業的機能の履行、被害者の同意
4. 行為の社会的危険性を阻却する事情（続き）正当防衛
5. 行為の社会的危険性を阻却する事情（続き）緊急避難
- 第2部 犯罪活動の現われの形式
- 第1節 刑法的強制の適用過程
- 1) 刑法の適用
1. 時に関する刑法の効力
2. 場所に関する刑法の効力
3. 解釈 類推
- 2) 具体的な社会防衛処分の選択
- 3) 社会防衛処分を勤め上げる手続き
1. 執行猶予
2. 仮処分
3. 社会防衛処分の減免および勤め上げる措置の特別の措置
4. 刑事責任を失わせる事情
- (資料②) A.H.トライニン著『ソビエト刑法総論』(A.H. Трайнин, Советское уголовное право. 1929.(1929年・モスクワ大学出版)
- トライニンは、下級公務員の家に生まれた。モスクワ大学では学生運動に身を投じ、早くから政治に関心を持ち、ツァー政権下で3度の投獄を経験した経歴を持っていた。これに対して、ピオントコフスキーは、父親が大学教授（著名な刑法学者）という生活環境に生まれ、生育したこととは異なっていた。
- トライニンが専攻した刑法学の課題は、主に先述したように、犯罪構成要件論と共犯論であり、加えてナチスの戦争犯罪に対する糾弾として国際犯罪に関心を寄せてきた。トライニンについては、クズネツォーヴァ教授による紹介記事その他がある。
- Кузнецова Н.Ф., Арлон Наумович, Трайнин (1883-1957) право ведение, 1976 No.5
Трайнин Избранные Труды (2004)
Трайнин Воспоминания московском университете
—Вест Моск ун-та сер11 право 1991 No.2-5
- 序論 一般理論
- 第1章 刑法思想の発展
1. 古典学派
2. 人類学派
3. 社会学派
4. 新古典学派・新社会学派

- 5. マルクス主義学派
 - 6. 総論の体系
- 第2章 刑事立法の発展
- I. 階級裁判システム
 - 1. 階級裁判の概念
 - 2. 階級裁判への道と形式
 - A. 階級的制裁の選択
 - B. 防御する利益の階級的選択
 - C. 裁判官の階級的選択
 - 3. ソビエト立法の階級の本質
 - II. 刑事立法の源
 - 1. 外国の立法
 - 2. 革命前のロシアの立法
 - 3. ソビエトの立法
 - III. 刑法の適用
 - 1. 刑法の構造
 - 2. 刑法の解釈
 - 3. 類推
 - 4. 刑法の効力の範囲
 - A. 時に関する刑法の効力
 - B. 刑法の効力の位置
- 第2編 犯罪論
- 第1章 犯罪の動態
- I. 外国の犯罪動態
 - II. ソビエトロシアの犯罪動態
- 第2章 犯罪の事実
- I. 犯罪事実の一般理論
 - II. 犯罪動態の法則
 - 1. 時に関する犯罪の動態
 - A. 年間の犯罪の動態（犯罪とパンの価格）
 - B. 月別の犯罪の動態（「犯罪カレンダー」）
 - 2. 場所の犯罪の動態（都市と農村の犯罪）
 - III. 個別の事実
 - 1. 性と年齢
 - 2. 遺伝とアルコール中毒
- 第3章 犯罪との闘争
- I. 刑事反応の意味と目的
 - 1. 刑事反応の道徳的基礎論
 - 2. 社会防衛形式として、刑事反応論
 - A. 社会防衛システム
 - B. 社会防衛と社会的危険性
 - C. 社会防衛と一般および特別予防
 - D. 社会防衛処分概念
 - II. 刑事政策の基本原則
 - 1. 資本主義国家の刑事政策
 - 2. ソビエト刑事政策の基本的特性
- 第3編 社会的危険行為論
- 第1章 社会的危険性の基準の概念とシステム
- 第2章 社会的危険な主体
- I. 社会的危険な主体の概念
 - 1. 社会的危険な主体—犯罪者
 - 2. 社会的危険な主体は犯罪者ではない
 - 3. 犯罪者は社会的危険な主体ではない
 - II. 社会的危険な行為の主体としての未成年者
 - III. 社会的危険な行為の主体としての法人
- 第3章 社会的危険性の主観的基準
- I. 人の心理状態
 - II. 故意と過失
 - 1. 故意と過失の一般理論（すなわち有責者）
 - 2. 故意
 - 3. 過失
 - 4. 偶然
 - III. 動機と目的
 - IV. 累犯と職業
 - V. その他の社会的危険性の主観的基準
 - VI. 特別の事情
- 第4編 社会危険行為論
- 第1章 社会的危険行為の概念
- I. I社会的危険行為の定義
 - II. 社会的危険行為とその他の法違反
 - III. 社会的危険行為の分類
- 第2章 社会的危険行為と社会的有害な結果
- I. 社会的危険と社会的結果
 - 1. 1形式的な不作為
 - 2. 実質的な不作為
 - II. 行為と結果の因果関係
- 第3章 社会的危険性の客観的基準
- 1. 社会的危険行為
 - A. 故意の発現
 - B. 予備
 - C. 不適切な手段または不適切な客体による未遂
 - 2. 社会的危険行為の実現形式
 - A. 共犯の種類
 - B. 共犯の種類（単純と加重共犯）
 - C. 共犯者（実行者、従犯、教唆犯）
 - D. 共犯者の責任
 - E. 接触（隠匿と不申告）
 - 3. 社会的危険行為の競合
 - 4. 社会的危険行為の実現手段
 - 5. 社会危険行為によって引き起こされた損害
- II. 社会的危険行為の状況
 - 1. 社会的危険行為の実行の時間と場所
 - 2. 社会的危険行為の広がりを抑制すること
- 第5編 社会防衛処分論
- 第1章 社会防衛処分の発展
- 第2章 社会防衛処分体系
- A. 一般的社会防衛処分
 - I) 最高の社会防衛処分
 - II) 身体刑

- Ⅲ) 個人の自由を剥奪する社会防衛処分（自由剥奪刑）
 - Ⅳ) 移動の自由を剥奪する社会防衛処分
 - 1. 追放
 - 2. 流刑と居住地追放
 - Ⅴ) 行動の自由を剥奪する社会防衛処分
 - 1. 強制労働
 - 2. 特定の職業に就くことの禁止
 - 3. 権利の剥奪
 - Ⅵ) 財産を剥奪する社会防衛処分
 - 1. 没収
 - 2. 罰金
 - 3. 損害を償う義務
 - Ⅶ) 社会的危険性と認められたことのみを内容とした社会防衛処分
 - 1. 執行猶予
 - 2. 社会的非難
 - 3. 警告
 - B. 特別な社会防衛処分
 - I) 医療的性格の社会防衛処分
 - 1. 強制治療
 - 2. 治療施設への収容
 - II) 医療教育学的な社会防衛処分
 - 1. 保護引き渡し
 - 2. 特別な治療教育施設への収容
- 第3章 社会防衛処分の適用
- I) 社会防衛処分の適用の基本原則
 - II) 社会防衛処分の適用を阻却する基準
 - 1. 正当防衛
 - 2. 緊急避難
 - 3. 権利の実行と義務の履行
 - 4. 被害者の同意
 - 5. 時効
- 社会防衛処分を断絶するか、消滅する理由
- 1. 執行猶予
 - 2. 特赦

3. (資料③)

ソ連邦司法人民委員部附属法律学研究所編『ソビエト刑法総論』（1938年）

この時期は、先述したピオントコフスキーやライニンらが新しい「ソビエト刑法学」の構築に心血を注ぎ、世界史上初めて、社会主義体制の下での「学問（研究）の自由」が問われた時代でもあった。その時代の成果として、上述したようにクルイレンコやパシユカーニスらの「刑法草案」、いわゆる「各則なき刑法典」草案（1930年）がある（1）。しかしその後、クルイレンコたちとの権力闘争に勝利した、ヴィシンスキーらによって、1938年にクルイレンコたちが弾圧の犠牲（反革命的な妨害者として）となったことは周知である。

本書は、法律研究所内の社会主義刑法（総論）教

程のためのソ連邦で初めての国定刑法教科書である。以下の全連邦法律学研究所所員らによって執筆された。ゲルトツエンゾン、ドウルマーノフ、イサエフ、マニコフスキー、メンシャギン、オシェロビッチ、ピオントコフスキー、トライニン、ウチェプスキー。執筆者について、一年後に出版された39年の第2版と比較すれば、マニコフスキーの名前がない。

本書の特徴は、まず第一に、マルクス主義的イデオロギーを指導的哲学とし、犯罪と刑罰の歴史的叙述におよそ半分の頁が割かれていることにある。本書の出版がイデオロギーによる教育を中心としたシステムとしてソ連邦内に共産党教育によって国家・法の死滅が展望された。同時に負の遺産として、数多くのあらゆる分野の人々が反ソ的喧伝やスパイ行為などとして逮捕された。しかし、そのなかにはかなりの冤罪者がおり、スターリン体制による弾圧としてよく知られている。こうした政治—社会環境の中で以下のようなソビエト刑法学の構築への試みが始まったのである。

1938年にソ連邦司法人民委員部附属法律学研究所編『ソビエト刑法総論』が刊行された。教科書の初版がソ連邦法律学研究所所員（ピオントコフスキー、トライニンらを含む）によって執筆された。いずれも著名な刑法学者である。のちに見るように、本書は6版を重ね、権威ある刑法総論教科書として位置づけられてきた。執筆者も大幅な変更もなかったことが本書のソビエト的価値を高めてきたといえる。理由は不明だが、本書初版で序文を担当した、マニコフスキーが執筆者から消えた。また38年版の出版からわずか一年以内に新版（39年版）が刊行されたことも異例である。以下に、38年版の目次構成を示しておく。

本書の特徴の第二として、「冒頭」の序論に刑法学体系が述べられている。

その後、刑法史を奴隸制、封建制、ブルジョア、革命前ロシア、刑法理論史、1871年のパリコミューンと刑法関連史が史的唯物論の立場から詳細に述べられてきた。さらに、社会主義刑法論、犯罪論、刑罰論の順序で体系が整理されている。

- (1) 中山・上田訳「クルイレンコ草案—いわゆる各則なき刑法典」草案『法律時報』46巻6号

第1部 搾取国家の刑法史

A 奴隸制および封建制国家の刑法

第1章 刑法の源

- 1. 氏族社会における法の不在
- 2. 血の復讐、同害復讐
- 3. 家族や親族の内部への影響

第2章 氏族社会の崩壊と刑法の誕生

第3章 古代の刑事立法史

- 1. 奴隸制国家の刑法
- 2. 血の復讐、同害復讐
- 3. 古代の刑法
- 4. ローマの刑法

- 第4章 中世と封建一絶対的國家の刑法
1. 野蛮な「中世法典」の刑法
 2. 封建制の発展した封建社会のなかでの刑法
 3. 封建一絶対的國家の刑法
 4. 中世刑法のなかでの教会の影響
 5. 資本蓄積期の刑法
- B 新しい時代の刑法
- 第1章 フランスブルジョア革命から10月革命の勝利まで
1. フランスブルジョア革命の刑法
 2. 1791年刑法典と1810年刑法典
- 第2章 パリコミュンから10月革命の勝利まで
1. 時代の一般的特徴
 2. 1871年パリコミュンの刑法
 3. フランスの刑事立法のなかでの新しいもの
 4. オーストリアの刑法
 5. イギリスの刑法
- 第3章 1918年以降の刑法
1. 形式民主主義國の刑法
 2. ファシスト國の刑事立法
- 第2編 刑法思想の発展
- 第1章 古代期における刑法思想の発展
- 第2章 中世期における刑法思想の発展
- 第3章 古典学派
1. ベーコンの刑法見解
 2. ロックの刑法見解
 3. モンテスキューの刑法見解
 4. ベッカリアの刑法見解
 5. アンセルム・フオイエールバッハの刑法見解
 6. ヘーゲルの刑法見解
- 第4章 人類学派
- 第5章 社会学派
- 第6章 ロシア革命前までの刑法思想の発展
- 第7章 戦後帝国主義期におけるブルジョア刑法理論。
- 第3編 ロシア革命前の刑法史
1. 「ロシア法典」
 - 2～5. 略
 6. 刑罰法典 1845-1885年
 7. 1903年刑法典
 8. 臨時政府刑事立法
- 第4編 ソビエト社会主義刑法史
- 第1章 ソビエト社会主義刑法発展の基本段階
- 第2章 大10月社会主義革命を実現する時期
1. 大10月社会主義革命と社会主義刑法の誕生
 2. 社会主義刑事立法
- 第3章 内戦期
1. 社会主義刑法の任務
 2. 社会主義刑事立法
 3. 1919年「ロシア共和国刑法についての指導原理」
 4. 犯罪構成要件とその体系
- 第4章 経済復興についての平和事業への移行期
1. 社会主義刑法の任務
 2. 1922年ロシア共和国刑法典
 3. 1924年ソ連邦および構成共和国刑事立法の基本原理
- 第5章 國の社会主義工業化との闘争の時期
1. 社会主義刑法の任務
 2. 刑事立法
- 第6章 農業経済の集団化との闘争期
1. 社会主義刑法の任務
 2. 刑事立法
- 第7章 社会主義社会の建設の遂行と新憲法の施行のための闘争期
1. スターリンソ連邦憲法と社会主義刑法の施行のための闘争期
 2. 刑事立法
- 第5編 ソビエト刑法
- 第1章 刑法論
1. ソビエト刑法の革命的役割
 2. 現行のソ連邦および構成共和国刑事立法
 3. 刑法典の条文構成
- 第2章 時と場所に関するソビエト刑法の効力
1. 時に関するソビエト刑法の効力
 2. 場所に関するソビエト刑法の効力
- 第3章 ソビエト刑法の解釈
- 第6編 犯罪論
- 第1章 犯罪と刑事責任
1. 犯罪の階級の本質
 2. プロレタリア独裁期における犯罪の階級の本質
- 第2章 犯罪の一般理論
1. 社会主義刑法における犯罪の実質的定義
 2. ブルジョア法における犯罪の形式的定義
 3. 類推
 4. 犯罪の分類
 5. 犯罪構成要件
- 第3章 犯罪の客体
1. 社会主義刑法における犯罪の客体の概念
 2. ブルジョア法における犯罪の客体の概念
- 第4章 犯罪構成要件の客観的側面
1. 犯罪行為の一般的危険性と違法性
 2. 社会的危険行為としての犯罪
- 第5章 犯罪の主体
1. 犯罪の主体の一般的概念
 2. ソビエト刑法における責任（ビナー）
 3. 責任無能力と犯罪の主体
 4. 犯罪の主体としての未成年

- 5. 犯罪の特別主体
- 第6章 犯罪構成要件の主観的側面
 - 1. ソビエト刑法における有責性の形式
 - 2. 有責性（故意と過失）の形式の分析
 - 3. 有責性の形式に対する錯誤の影響
 - 4. ブルジョア刑事立法における有責性の形式の定め方
- 第7章 行為の社会的危険性を阻却する事由
 - 1. 正当防衛
 - 2. 緊急避難
 - 3. 行為の社会的危険性（違法性）を阻却するその他の事由
- 第8章 犯罪行為が進行する段階
 - 1. 犯罪行為の段階についてのソビエト的刑事立法を定めること
 - 2. 予備と未遂に対し責任についてのソビエト刑事立法を定めることの分析
 - 3. ブルジョア刑法理論における犯罪行為の段階の諸問題
- 第9章 共犯
 - 1. 共犯についてのソビエト刑事立法を定めること
 - 2. 共犯についてのソビエト刑事立法を定めることの分析
 - 3. 共犯についてのブルジョア刑事立法を定めること
- 第7編 刑罰論
 - 第1章 マルクスレーニン主義刑罰論
 - 1. 刑罰の階級の本質
 - 2. 刑罰の目的についてのブルジョア理論
 - 3. 労働者独裁にあたっての刑罰の課題
 - 4. ソビエト刑事立法についての刑罰の課題
 - 5. 刑罰と社会防衛処分
 - 6. 刑罰の特性
 - 第2章 刑罰の体系と種類
 - 1. 刑罰の体系
 - 2. ソ連邦内から追放し勤労者の敵と宣告すること
 - 3. 法律の外を宣告すること
 - 4. 自由剥奪
 - 5. 居住地指定
 - 6. 居住地追放
 - 7. 強制労働
 - 8. 権利の剥奪
 - 9. 免職、何らかの職に就くことの禁止または何らかの活動に就くことの禁止、または営業の禁止
 - 10. 財産の没収
 - 11. 罰金
 - 12. 損害を償う義務の賦課
 - 13. 社会的非難
 - 14. 警告
 - 15. 刑罰の特別処分—銃殺
 - 16. 精神および精神治療的処分
 - 17. ソビエトの立法に書かれていないブルジョア刑法典の刑罰
- 第3章 刑の量定
 - 1. 刑の量定の一般原則
 - 2. 犯罪の競合する場合の刑の量定
 - 3. 再犯、累犯、犯罪の実現にあたっての量刑
- 第4章 刑の適用
 - 1. 執行猶予
 - 2. 仮釈放
- 第5章 刑の消滅
 - 1. 時効
 - 2. 社会的—政治的变化または犯罪の社会的危険性がなくなったこと
 - 3. 大赦と特赦
 - 4. 前科の抹消
- (資料④)
ソ連邦司法人民委員部全連邦法律学研究所『刑法総論』第2版改訂1939年
- 序文
 - 1. 刑法学の対象とシステム
 - 2. 社会主義刑法総論教程のシステム
- 第1編 刑法の歴史
 - 第1章 刑法史
 - ア. 搾取国家の刑法
 - 第1章 奴隷制国家の刑法
 - 3. 刑法の誕生
 - 4. 奴隷制国家の刑法の特性
 - 5. 個々の奴隷制国家の刑法
 - 第2章 封建国家の刑法
 - 6. 封建国家の刑法の特性
 - 7. 初期封建主義の刑法
 - 8. 発達した封建主義の刑法
 - 9. 資本の初期蓄積期および封建体制の崩壊期の刑法
 - 第3章 ブルジョア国家の刑法
 - 10. 先進国における資本主義の勝利と確立期の刑法
 - 11. 資本主義の衰退の始まりと帝国主義のなかでの「自由な」資本主義の熟成
 - 12. 戦後資本主義の時期の刑事立法
 - 第4章 革命前ロシアの刑法史
 - 13. ロシアの記念すべき旧立法
 - 14. 民族主義的大ロシア国家の教育と強化の時期を記念すべき立法
 - 15. ピョートル一世の刑事立法

16. エカテリーナ「訓令」。エカテリーナ二世の立法
17. 1832年の法律大全、1845年と1885年の刑罰法典
18. 1903年の刑法典
19. 臨時政府の刑事立法
- 第5章 刑法思想史
20. 古典学派
21. 人類学派
22. 社会学派
23. 戦後資本主義の時期におけるブルジョア刑法理論
- イ. 社会主義刑法
- 第6章 1871年パリコミューンの刑法
24. パリコミューンの刑法の基本的特質
- 第7章 ソビエト社会主義刑法の発展の基本的段階
25. ソビエト社会主義刑法発展史の時代区分
26. 大10月社会主義革命時期
27. 外国からの介入と内戦の時期
28. 経済の回復について平和への移行時期
29. 国家の社会主義工業のための闘争の時期
30. 農業の集団化のための闘争の時期
31. 社会主義社会の最終建設と新しい憲法の施行のための闘争の時期
- 第2編 刑法論
- 第8章 刑法についての一般理論
32. ソビエト刑法と社会主義的法意識
33. ソ連邦および構成共和国の刑事立法
34. 刑法典とその条文形成の構造
- 第9章 時と場所における刑法の効力
35. 時に関する刑法の効力
36. 場所に関する刑法の効力
37. 場所に関する刑法の効力問題についてのブルジョア理論と立法
- 第10章 刑法の解釈
38. 刑法の解釈の意味
39. 刑法の解釈の種類
40. 刑法の科学的解釈の受容
- 第3編 犯罪の理論
- 第11章 犯罪の一般理論
41. 犯罪の階級の本質
42. 犯罪の定義
43. 類推
44. 犯罪の分類
45. 犯罪構成要件
- 第12章 犯罪の客体
46. 犯罪の客体の概念
47. 犯罪の客体のブルジョア理論
- 第13章 犯罪構成要件の客観的理論
48. 犯罪行為の社会的危険性と違法性
49. 作為犯と不作為犯
50. 因果関係
- 第14章 犯罪の主体
51. 犯罪の主体の概念
52. 責任無能力者
53. 刑事未成年者
54. 犯罪の特別主体
- 第15章 犯罪構成要件の主観的側面
55. 刑事責任の条件としての責任
56. 責任形式
57. 責任形式に与える錯誤の影響
58. 搾取国家の刑法の責任形式
- 第16章 行為の社会的危険性を阻却する事情
59. 正当防衛
60. 搾取国家の刑法における正当防衛
61. 緊急避難
62. 搾取国家の刑法における緊急避難
63. 行為の社会的危険性を阻却するその他の事情
- 第17章 犯罪活動の発展段階
64. 犯罪活動の発展段階の概念
65. 故意の発見
66. 予備と未遂
67. 中止犯
68. 不適切な未遂
69. 搾取国家の刑法における犯罪活動の発展段階
- 第18章 共犯
70. 共犯の概念
71. 共犯者の種類。
72. 犯罪者との接触
73. 搾取国家の刑法における共犯
- 第4編 刑罰の理論
- 第19章 刑罰の一般理論
74. 刑罰の概念
75. ソ連邦における刑罰の任務
76. 刑罰と社会防衛処分
77. 刑罰の個別化
78. ブルジョア刑法における刑罰
- 第20章 刑罰の体系と種類
79. 刑罰の体系
80. 銃殺

81. 勤労者の敵と宣告することや法律外にあることの宣
82. 自由剥奪
83. 追放
84. 居住地指定
85. 矯正労働
86. 公民権剥奪
87. 免職、ある特定の仕事に就くことの禁止または活動または手工業につくことの禁止
88. 財産の没収
89. 罰金
90. 損害を償う義務の賦課
91. 社会的非難、警告
92. 社会主義法に無縁なブルジョア刑法典の刑罰

第21章 医療的および医療・教育的処分

93. 一般概念
94. 医療的処分
95. 医療的・教育的処分

第22章 刑の量定

96. 刑の量定の一般規則
97. 責任を強くする、または弱める事情
98. ブルジョア刑法における刑の量定の一般規則
99. 犯罪の競合にあたっての刑の量定
100. ブルジョア刑法における犯罪の競合の問題
101. 狩猟による犯罪の再犯、累犯および実現にあたっての刑の適用

第23章 執行猶予、仮釈放

102. 執行猶予
103. 仮釈放

第24章 刑の不適用

104. 一般概念
105. 時効
106. 大赦と特赦
107. 前科の抹消

(資料⑤)

ソ連邦司法人民委員部全連邦法律学研究所『ソビエト刑法総論』第3版改訂1943年

本書（43年版284頁）は、初版（38年版407頁）の頁数とを形式的に比較すると大幅に頁数が簡略化されている。残りの2版（39年版330頁と48年版575頁）を比較しても、内容的にもバラッキがある。以下に43年版の項目の内容を概略紹介する。

序論

- 1 刑法学の対象
- 2 ソビエト社会主義法体系のなかでの刑法
2. 社会主義刑法総論教程の体系
 - 第1-5章 刑法史 刑法の誕生と奴隷国家の刑法、封建国家の刑法、ブルジョア国家の刑法、ソ連邦

国民の刑法史、ソビエト社会主義刑法の発展の基本段階

第2部 刑法の一般論

第6-8章 刑法の理論、刑法の効力、刑法の解釈

第3部 犯罪論

第9-16章 犯罪の一般理論、犯罪客体、犯罪構成要件の客観的側面、犯罪構成要件の主体、犯罪構成要件の主観的側面、行為の社会的危険性を阻却する事情、犯罪行動の発展段階、共犯。

第4部 刑罰論

第17-21章 刑罰の一般論、刑の決定、刑を執行するにあたっての延期、刑の執行猶予

(資料⑥)

ソ連邦法律学研究所編『ソビエト刑法総論』第4版改訂1948年

執筆者は以下の6名である。ゲルツエンゾン、イサエフ、ピオントコフスキー、ウチェブスキー、メンシヤギン。

序文

1. 刑法の階級的本質
 2. ソビエト社会主義法体系のなかでの刑法
 3. ソビエト刑法学の対象、方法および体系
- #### 第1章 刑法史概説
- 第I節 刑法の誕生、奴隷制および封建制国家の刑法の一般的特性
 4. 原始共同体体制の解体と刑法の誕生
 5. 奴隷制国家の刑法の特性
 6. 封建制国家の刑法の特性
 - 第II節 ブルジョア国家の刑法
 7. 資本主義の勝利とその確立期の刑法
 8. 帝国主義期のブルジョア刑法の一般的特性
 9. イギリス刑法の刑法
 10. アメリカ合衆国の刑法
 11. フランスの刑法
 12. スイスの刑法
 13. 植民地の刑法
 14. ファシスト国の刑事立法
 15. ファシズム崩壊後のドイツの刑法
- #### ロシア刑法
- 16-28. ロシア刑法
- #### 第2部IV パリコミューンの刑法
- 29-30. パリコミューンの刑法
 - 31-37. ソビエト社会主義刑法の基本的発展段階など
 - 38-43. 人民民主国の刑法
- #### 第2章VII 刑法学史
- 44-49. ブルジョア刑法学史
 - VIII 50-51. 革命民主主義者や社会ユートピア主義者の刑法見解
 - IX 52-53. マルクスレーニン学の発展
 - X 刑法
 - 54-56. 社会主義的合法性とソビエト刑法の源

- XI 57～59. 旧刑法
 XII 60～62. 刑法の解釈 類推など
 63～64. 刑法の効力
 第4部 犯罪論
 十四 犯罪の一般理論
 65. 犯罪の階級的本質
 66. 犯罪の概念
 67. 犯罪構成要件
 68. 犯罪の客体
 69. 犯罪の社会的危険性と違法性
 70. 作為犯と不作為犯
 71. 因果関係
 72. 犯罪の主体の概念
 73. 責任能力と責任無能力
 74. 未成年
 75. 刑事責任の条件としてのビナー
 76. 責任形式
 77. 責任形式における錯誤の影響
 78. ブルジョア刑法におけるビナー
 79. 正当防衛
 80. 緊急避難
 81. 行為の社会的危険性を阻却するその他の事情
 82. 予備的な犯罪活動に対する責任の基礎
 83. 既遂
 84. 故意の発見
 85. 予備と未遂
 86. 中止犯
 87. 不適切な未遂
 88. ブルジョア刑法における犯罪活動の発展段階
 89. 共犯の概念
 90. 共犯者の種類
 91. 接触
 92. ブルジョア刑法における共犯
 刑罰論
 刑罰の一般理論
 93. 序
 94. 刑罰の階級的本質
 95. 刑罰の概念
 96. 刑罰適用の基礎
 97. 刑罰の任務
 搾取国家における刑罰史
 98. 序
 99. 死刑
 100. 懲役
 101. さらし刑
 102. 自由剥奪
 103. 流刑
 104. 権利の剥奪
 105. 財産刑
 ソビエト刑法における刑罰の体系と種類
 106. 刑罰の体系
 107. 死刑。平時における死刑は廃止する。
 108. 勤労者の敵の宣言
 109. 自由剥奪
 110. 流刑
 111. 居住地追放
 112. 矯正労働
 113. 権利剥奪
 114. 免職、ある特定の仕事に就くことの禁止または活動または手工業に就くことの禁止
 115. 財産の没収
 116. 罰金
 117. 損害をつぐなう義務の賦課
 118. 社会的非難、警告
 第25章 刑の量定
 119. 刑の量定の一般規則
 120. 責任（ビナー）を強くする、または弱める事情
 121. ブルジョア刑法における刑の量定の一般規則
 122. 犯罪の競合にあたっての刑の量定
 123. 狩猟による犯罪の再犯、累犯および実現にあたっての刑の適用
 第26章 刑の執行の延期
 124. 執行猶予
 第27章 刑の免除
 125. 一般概念仮釈放
 126. 時効
 127. 大赦と特赦
 128. 前科の抹消
- 以上が国定版『ソビエト刑法総論』の体系の流れである。それは、刑法の歴史学、哲学などの基礎科学から始まり、刑法の体系、犯罪論体系、刑罰論体系へと繋がっていく。さらに「ソビエト社会主義刑法」とは何だったかの問いかけには、社会科学としての刑法学の建設が期待されていた。

(2019年10月17日受理)